

2026年4月17日

各位

会社名 株式会社eWeLL
代表者名 代表取締役社長 中野 剛人
(コード:5038 東証グロース市場)
問合せ先 執行役員 管理本部長 広瀬 隆章
(TEL. 06-6243-3355)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行(以下「本新株式発行」又は「発行」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年5月15日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 19,964株
(3) 発行価額	1株につき 2,110円
(4) 発行総額	42,124,040円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役(社外取締役を含む) 4名 14,116株 当社の取締役を兼務しない執行役員 2名 3,570株 当社の従業員 1名 2,278株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2023年2月16日開催の取締役会において、当社の取締役及び取締役を兼務しない執行役員(以下「対象取締役等」と総称します。)に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し2023年3月29日開催の第11期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、当社の取締役に対して、年額500,000千円以内(うち社外取締役分は100,000千円以内)の金銭債権を支給し、年35,000株以内(うち社外取締役分は7,000株以内)の当社の普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として2年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、当社は、本制度の導入後、2024年1月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割をしており、同日以降、本制度に基づき、当社の取締役に対して発行又は処分される当社普通株式の株式数は、分割比率に応じて調整し、年70,000株以内となっております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今般、当社は、対象取締役等のみならず、当社の従業員（以下、対象取締役等と併せて「本対象者」と総称します。）に対しても、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、同様の譲渡制限付株式を付与することといたしました。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各本対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各本対象者の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計 42,124,040 円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式 19,964 株を付与することといたしました。

また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を3年としております。

本新株式発行においては、本制度に基づき、割当予定先である本対象者7名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について割当てを受けることとなります。本新株式発行において、当社と本対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2026年5月15日から2029年5月14日

(2) 譲渡制限の解除条件

本対象者が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、本対象者が任期満了その他の正当な事由により退任または退職した場合の取扱い

本対象者が、当社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役又は使用人のいずれの地位をも任期満了その他の正当な事由（死亡による退任又は退職を含む。）により退任または退職した場合には、当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の全部について本対象者の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

本対象者が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本対象者が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各本対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、本対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本対象者に対する本新株式発行は、本制度に基づく当社の第 15 期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026 年 4 月 16 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所グロース市場における当社の普通株式の終値である 2,110 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上